

令和8年9月市議会 総務委員会資料

第83号議案：令和8年度長崎市一般会計補正予算（第5号）

【目 次】	ページ
【第12款 公債費 1項 公債費 1目 元金】	
元金・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～9
【第12款 公債費 1項 公債費 3目 公債諸費】	
公債諸費・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～9

財務部・東総合事務所・教育委員会
令和8年9月

予 算 説 明 書				事 業 名	補正額
ページ	款	項	目		
30 ～ 31	12 公債費	1 公債費	1 元金	元金	千円 12,800
			3 公債諸費	公債諸費	3,271

1 事業概要

【単独】道路新設改良事業費 地方道路等整備事業費(総合事務所)に係る令和6年度及び7年度の市債借入並びに、【補助】小学校整備事業費 大規模改造に係る令和7年度の市債借入について、借入超過が生じていることが判明したことから、繰上償還に係る元金及び補償金などを計上するもの。

2 補正内容

(1) 【単独】道路新設改良事業費 地方道路等整備事業費(総合事務所)

ア 繰上償還額(超過額)

(ア) 元金 11,600千円

(イ) 補償金 3,238千円※

イ 借入先 地方公共団体金融機構

ウ 借入日及び借入額 R6年度借入額: 86,900千円 利率: 1.3% (借入日R7.5.29)

R7年度借入額: 124,200千円 利率: 2.4% (借入日R8.5.28)

エ 償還予定日 令和8年9月24日

※補償金とは

借入先が被る損失(「①繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入」と「②繰上償還を受けた資金を元手に新たな貸付を行うことにより得られる利息収入」の差額)に対応する補償金について、借用証書における特約条項に基づき支払うもの。

②の額は、繰上償還の直前にならなければ借入先から示されないため、①の額3,238千円を予算計上するもの。

(2) 【補助】小学校整備事業費 大規模改造

ア 繰上償還額(超過額)

(ア) 元金 1,200千円

(イ) 手数料 33千円※

イ 借入先 株式会社 長崎銀行

ウ 借入日及び借入額 R7年度借入額: 5,400千円

利率: 1.9% (借入日R8.5.28)

エ 償還予定日 令和8年9月24日

※手数料について

長崎銀行との金銭消費貸借契約書 第2条(期限前返済)に基づく繰上返済手数料として、33千円を予算計上するもの。

第2条 期限前返済

① 債務者は、期限前返済予定日の7日前までに貴行へ通知し、あらかじめ貴行の承諾を受けたうえで、約定の期限前にその債務の一部または全部を返済することができます。

② 前項の場合において、貴行の請求があったときは貴行所定の手数料を支払います。

3 理由、経過及び原因と再発防止策

(1) 【単独】道路新設改良事業費 地方道路等整備事業費(総合事務所)

令和6年度から令和7年度にかけて里道の整備工事を実施した。事業の財源である市債(一般単独事業債(地方道路等整備事業))の起債対象となる整備工事は、道路、農道及び林道の整備が対象となっている。法定外公共物である里道は起債対象外であるが、道路には里道を含むものと誤認し、市債の借入を行ったことから借入超過が生じたもの。

(単位: 千円)

年度	項目	起債対象外 事業費 (里道整備分)	起債対象 事業費(A)	財源内訳	
				市債 ※1 (A) × 90%	一般財源
令和6年度	借入時の誤った財源構成	0	96,660	86,900	9,760
	本来の正しい財源構成	328	96,332	86,600	10,060
	差額			▲300	300
令和7年度	借入時の誤った財源構成	0	138,030	124,200	13,830
	本来の正しい財源構成	12,475	125,555	112,900	25,130
	差額			▲11,300	11,300
合計	借入時の誤った財源構成	0	234,690	211,100	23,590
	本来の正しい財源構成	12,803	221,887	199,500	35,190
	差額			▲11,600	11,600

※1 地方道路整備事業債 90%(交付税措置率 -%)

ア 経過

時期	内容
令和7年5月 (令和6年度借入)	単独事業の市債の借入を行う際に、起債対象外の経費(里道整備工事)を含めて市債(一般単独事業債(地方道路等整備事業))の借入を行う。
令和8年5月 (令和7年度借入)	前年度の借り入れ誤りに気付かず、再度起債対象外の経費(里道整備工事)を含めて市債の借入を行う。
令和8年6月22日	令和8年度監査(後期)の対象工事抽出のため、「市道かき道29号線ほか道路改良工事」の工事原議を提出したところ、里道への地方債適用について事前に確認してほしいと連絡を受け、翌日、地方債の適用について県に確認を行ったところ、地方債の同意基準の地方道路等整備事業に示されている「道路」は道路法上の道路であり、法定外公共物である里道は含まれないとの見解を受けた。

イ 原因と再発防止策

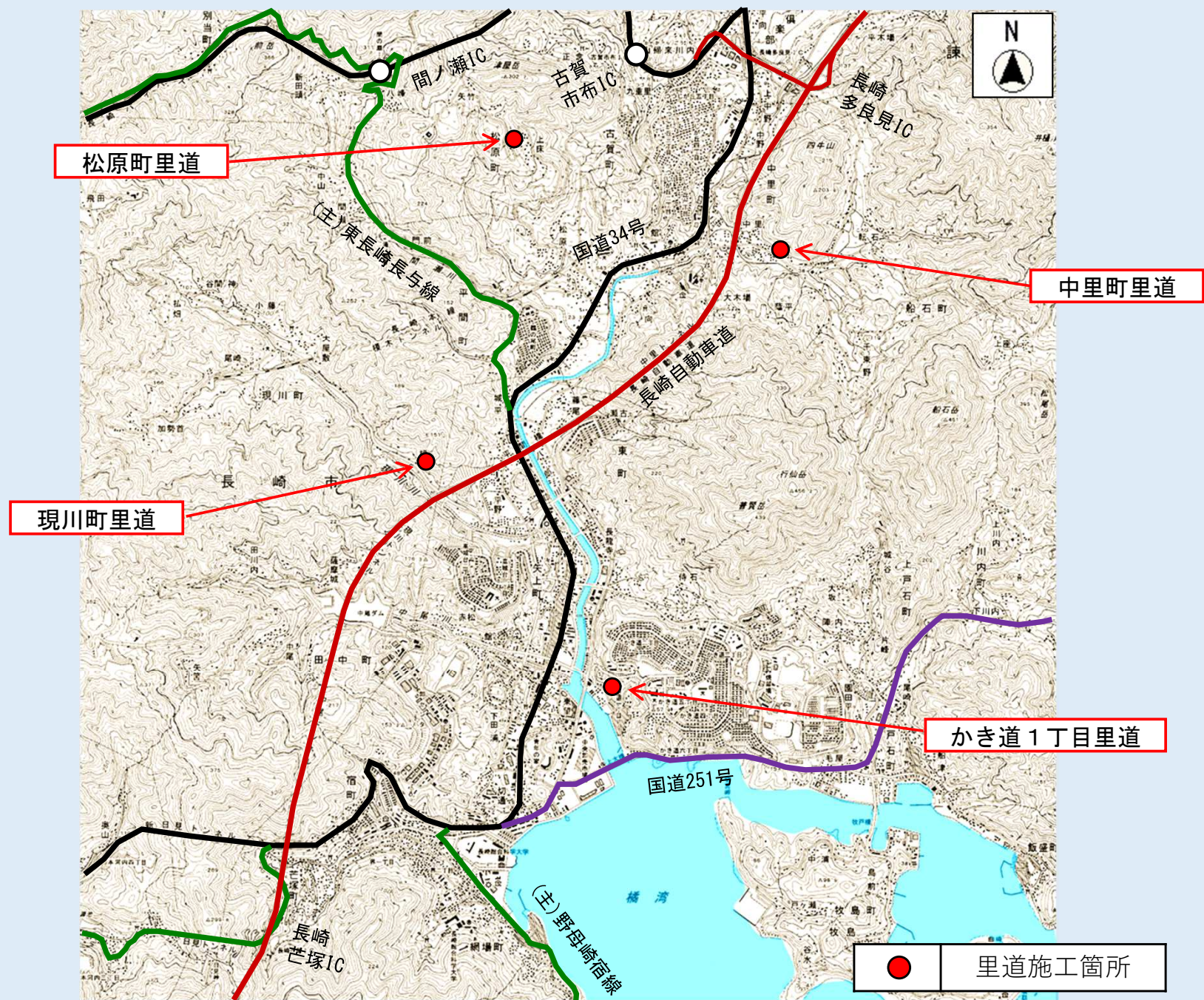
(ア) 原因

事業担当課として起債事務に関する知識が不十分であり、決裁機能が十分に働いていなかったことから、誤りに気づけなかったもの。

(イ) 再発防止策

総合事務所間で行っている地域整備課連絡会議において、当事例の共有と注意喚起を図るとともに、所属として、各地方債の適用要件の確認点検を確実に行之、適正な予算計上と予算執行を行う。また、予算計上、執行、支出におけるすべての過程で新たに作成したチェックシートを用いて事業担当課と経理担当課双方で地方債の適用要件の確認を行う。

ウ 位置図



(2) 【補助】小学校整備事業費 大規模改造

令和5年度に交付決定を受けた【補助】小学校整備事業費 大規模改造(畝刈小学校 昇降機設置工事)において、交付金を本来よりも過少な金額で算出していたことに伴い、令和8年5月借入に係る市債について、本来よりも過大な金額で借入を行ってしまったことから、借入超過が生じたもの。

なお、交付金については、実績報告時に県から指摘を受けて修正し、正しい金額にて受け入れを行っている。

(単位:千円)

決算額(A) ※1	項目	財源内訳		
		交付金(B) ※2	市債※3 (A-B)×100%	一般財源
10,823	借入時の誤った財源構成	5,411	5,400	12
	本来の正しい財源構成	6,577	4,200	46

借入超過額 1,200千円

※1 決算額は、令和5年度に交付決定を受けた学校施設環境改善交付金事業のうち、令和7年度に繰り越した金額を記載している。

※2 交付金については、本来の財源構成(6,577千円)で既に受け入れている。

※3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(補正予算債) (充当率100%、交付税措置率50%)

ア 令和6年度及び7年度における交付金の算定

(単位:千円)

学校名	工事名	実工事費 (A)			配分 基礎額 (B)	算定 割合 (C)	算定後 実工事費 (D) (A×C)	算定後 配分 基礎額 (E) (B×C)	算定後採用額	
			R6年度	R7年度					<修正前> (D)と(E)を 「工事ごと」に 比較し低い額	<修正後> (D)と(E)を 「合計」で 比較し低い額
畝刈小	昇降路増築	61,790	61,790	—	13,009	1/2	30,895	6,504	6,504	6,504
	昇降機設置	17,423	6,600	10,823	19,754	1/2	8,711	9,877	8,711	9,877
	合 計	79,213	68,390	10,823	32,763	—	39,606	16,381	15,215	16,381

イ 令和7年度における市債借入額の算定

(単位:千円)

学校名	R7年度 実工事費 (決算額)	借入時の誤った財源構成					本来の正しい財源構成				
		交付金			R7年度 市債	R7年度 一般財源	交付金			R7年度 市債	R7年度 一般財源
			R6年度	R7年度				R6年度	R7年度		
畝刈小	10,823	(8,711)	(3,300)	5,411	5,400	12	(9,877)	(3,300)	6,577	4,200	46

※()内は令和6年度を含む交付金の額を参考として記載している。

誤った借入額 5,400千円 - 本来の正しい借入額 4,200千円 = 1,200千円
繰上償還額 1,200千円

交付金の算定において、上段の表中、(D)欄と(E)欄を「工事ごと」に比較して低い額(「昇降路増築」は(E)欄の6,504千円、昇降機設置は(D)欄の8,711千円)を採用していたが、実績報告時に、各工事の「合計」で比較して低い額を採用するよう県から指摘があった。

そのため、(E)欄の「合計」16,381千円を採用し、これを工事ごとに按分し、「昇降機設置」について9,877千円に修正したことに伴い、下段の表のとおり、令和7年度の交付額が1,166千円増(6,577千円-5,411千円)となったことから、借入超過となったもの。

ウ 経過

年度	時期	項目	内容
令和6年度	令和6年5月23日	畝刈小学校 昇降機設置工事契約締結	補助事業の実施
令和7年度	令和7年8月29日	畝刈小学校 昇降機設置工事完了	補助事業の完了
	令和8年3月下旬	市債借入額の算定	交付金5,411千円、借入額5,400千円と算定
令和8年度	令和8年4月2日	交付金に係る実績報告書提出	県から指摘を受け、交付金の額(R7年度分)を6,577千円に修正。 交付金の修正に伴い、市債の借入額も修正すべきであった。
	令和8年5月28日	市債借入	市債5,400千円を借入
	令和8年6月3日～7月9日	市債借入超過の判明	決算整理中に誤りが判明

エ 原因と再発防止策

(ア) 原因

所属として交付金事務及び起債事務について、確認作業が不足しており、交付金の実績報告修正時に市債の借入金額の修正を遺漏していた。

(イ) 再発防止策

管理職を含め関係する全ての職員が、改めて交付金及び地方債制度の内容を再確認するため、マニュアル及びチェックシートを作成し、所属内での勉強会の実施や交付金の申請・実績報告時及び市債借入資料作成時に複数の担当でクロスチェックを行うなどの確認を徹底する。

オ 全庁における再発防止策

今回の事例を踏まえ、適正な予算執行、交付金事務及び起債事務に関する内容を全庁あてに発出し、当事例の共有と事務誤りに対する注意喚起を行う。また、全庁の筆頭課及び経理担当課などを対象とした予算編成・起債事務ミス防止研修を新たに実施し、予算編成及び起債事務の知識習得を図るとともに、事務誤りの事例等を交えた演習により、再発防止を図る。

4 財源内訳

事業名	区分	事業費	財 源 内 訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
元金	補正前の額	23,476,509	－	30,804	－	1,351,140	22,094,565
	補正額	12,800	－	－	－	－	12,800
	補正後の額	23,489,309	－	30,804	－	1,351,140	22,107,365
公債諸費	補正前の額	50	－	－	－	－	50
	補正額	3,271	－	－	－	－	3,271
	補正後の額	3,321	－	－	－	－	3,321